補助金交付手続きの流れ（設置工事を伴わない事業系生ごみ処理機）

申請者	鎌倉市
●機器を購入又は賃借する前に相談 →	●制度の案内
①機器の購入	
●購入後、6カ月以内に	
②申請書類の提出（※） →	③申請受理
（1）補助金交付申請書（第1号様式の2）	↓
（2）添付書類	
ア 見積書の写し	④審査（書類審査等）
イ 商業登記謄本（法人）又は住民票（個人）	↓
ウ 直前1年の鎌倉市が課する市税に係る納税証明書	
(ｱ)法人 法人市民税、固定資産税、軽自動車税	
(ｲ)個人 市民税、固定資産税、軽自動車税	
(ｳ)その他市長が必要と認める書類	
⑥補助金等交付決定通知書の受領 ←	⑤補助金交付決定通知書の送付（第3号様式の2）
	↓
⑧補助金の受領 ←	⑦補助金の交付
●設置から5 年間、年度終了後20 日以内までに	
⑨実績報告書の提出（第8号様式） →	⑩実績報告書の受領
（※）機器を賃借により利用し、2年目以降にも補助金を申請する場合には当該年度の4 月20 日までに申請書類（添付書類は不要）を提出し、翌年度の4 月20 日までに請求書類（添付書類のうち写真は不要）を提出する必要があります。	